

内閣府は、高齢者など、パソコン等の操作が難しい者や、パソコン等やインターネット環境などが無い者など、いわゆる「情報弱者」の方でもマイナポータルを利用できるよう、モバイルパソコンを国で調達し、全ての市区町村へ配置しています（各市区町村に最低2台を配置し、令和元年8月末時点で約8,900台を配置。各市区町村に追加で約1,100台の配置が可能。）

個人番号カード交付事務費補助金を利用して各市区町村でウェブカメラを調達し、マイナポータル用端末に接続していただくことで、個人番号カードの交付申請書の二次元バーコードの読み込みや申請者の写真の撮影がよりスムーズに行えます。ウェブカメラとマイナポータル用端末を合わせて使用することで、使い勝手の良いカード申請補助用の端末としてご活用いただけます。



Step.1 個人番号カード交付事務費補助金を利用して各市区町村でウェブカメラを調達

Step.2 内閣府にマイナポータル用端末の追加配置を依頼（ ）

Step.3 ウェブカメラをマイナポータル用端末に接続し、カード申請補助用端末として活用

（ ）別添「マイナポータル用端末追加申請書」に必要事項を記入し、端末保守運用事業者（[msstokyo@mitsuiwa.co.jp](mailto:msstokyo@mitsuiwa.co.jp)）まで送付してください。

# カード申請補助用端末としての活用事例等

## 具体的な活用事例

- ・マイナポータル用端末にWEBカメラとモニターを接続し、来庁者に内容を確認しながら、申請補助
- ・申請補助にマイナポータル用端末を2台活用し、効率的に運営  
(1台をカメラ撮影、申請入力用に、もう1台をメールアドレス登録専用)
- ・申請補助業務について、業務フロー、マニュアルを整備して複数の職員で対応可能としている



## 動画再生用端末としての活用

- ・デジタルPMOにアップロードされているマイナンバー制度の関連動画をマイナポータル用端末にダウンロード(9月中旬にマイナンバーカードの活用に関する最新の動画をアップロード予定。)
- ・1台はカード申請補助用端末、もう1台は動画再生用端末として窓口で常設するなどすることで、住民に対するマイナンバー制度の周知とカードの普及を合わせて推進
- ・マイナポータル用端末への動画の保存方法については、平成30年11月5日付「マイナポータル用端末の利用に係るFAQ」10~12ページを参照

窓口での常時動画再生専用端末として使用



カード申請補助専用端末として使用



複数の端末を異なる用途に特化させて使用することができます